

政策の柱 I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名) 6 日常生活の安心感を高める	政策の達成目標 (基本施策目標) 地域社会や事業者、行政が連携して日常生活を取り巻くさまざまな危機に対応し、市民が、安全で安心した生活を送っています。	H23中間総括評価時点の政策の達成度	A	A:順調 B:概ね順調 C:少し遅れている D:遅れている
-------------------------------------	----------------------------------	---	--------------------	----------	----------------------------------

1 政策を構成する各施策の取組状況

No.	施策名	主要な取組内容	施策指標の実績とH24末の見通し	指標の達成率	施策指標 指標の数値	課題
1	防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆自主防犯活動団体等による、より多くの「地域を見守る目」を確保し、日常活動や「環境点検活動※」などを通じた防犯上の問題箇所の把握・改善などにより、地域全体の防犯力の向上を図っている。 ◆市民の犯罪被害に対する「不安感の軽減」と夜間における「犯罪の未然防止」のため、適正な防犯灯の配置や維持管理を促進している。 ◆市民一人ひとりの防犯意識の高揚とともに、自主的な防犯活動を担う人材育成を図っている。 <p>※「環境点検活動」:地域住民自らが、地域における防犯などに係る問題箇所を点検し、必要な改善を行うよう「地域の安全安心と子どもの健全育成のための市民総ぐるみ環境点検活動」の略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆「施策指標の実績」は、現段階では目標達成とならないものの、「第2次宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画」に掲げた目標値(H25:人口千人当たりの刑法犯認知件数12件以下、H26年度:「不安に感じる市民の割合50%以下」)に着実に近づけている。 ◆平成19年度より構築を進めてきた、39連合自治会単位における「地区防犯ネットワーク組織」が、24年度当初に全地区にて構築完了見込みである。 ⇒平成24年度末の見通しとして、地区同士の「横のつながり」を強化し、市・警察とが一堂に会する「地域防犯ネットワーク連絡会議」や効果的な「環境点検活動」を通して、地域と行政との連携強化が図られることとなる。 このため、より一層の「刑法犯認知件数」の減少とともに「市民の犯罪被害に対する不安感」の軽減を図ることができる見通しである。 	141.8%	◎人口千人当たりの刑法犯認知件数 現状値 H23:14.1件 ↓ 目標値 H24:20件	<ul style="list-style-type: none"> ◆日常生活において犯罪被害に遭う不安感を少しでも感じる市民の割合が目標値に達していない。 ⇒市民が不安に感じる「身近な犯罪」の減少に向けた取組の充実が必要である。 ◆市民アンケート調査における犯罪の未然防止の観点から「不十分」な状態は、「まちの明るさ」の回答がもつとも高い。 ⇒適正な防犯灯の配置や維持管理を促進し、防犯性の高い生活環境の整備とともに、効果的な防犯活動が継続されるよう、防犯活動の体制強化が必要である。 さらには、地域における「環境点検活動」を通した「地域における問題箇所の明確化」と、要望対応も含め、解決に向けた円滑で効率・効果的な「庁内関係課による推進体制の強化」が必要である。
2	交通安全対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆交通安全意識の高揚を図り、交通事故を防止するため、交通安全教育指導員による交通安全教室や自転車の安全利用に関する子ども自転車免許事業、街頭指導、市民や地域、警察、関係団体、市による春、秋、年末の交通安全運動及び高齢者交通安全運動(5月)に取り組んでいる。 ◆交通安全を確保するため、歩道整備やカーブミラーの設置などの交通安全施設整備を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆指標である交通事故発生件数は、目標を達成している。 また、交通事故死者数は基準年より減少しているものの、近年、高齢者の死者数が増加している。なお、市民意識調査の結果では、施策に対する市民の重要度は増加したが、満足度は低下している。これらの市民意識については、近年県内で発生した大型車両の事故や飲酒運転事故など社会的な影響のある交通事故発生により、市民の交通安全に関する意識が高まり、より安全で安心な交通教育や整備など安全対策が求められていることが伺える。 ⇒平成24年度末の見通しとしては、地域や警察、交通安全関係団体と交通安全教育や啓発活動等の継続した取組により、交通事故発生件数は今後も減少する見込みである。 	157.8%	◎交通事故発生件数 現状値 H23:2,535件 ↓ 目標値 H24:4,000件	<ul style="list-style-type: none"> ◆交通事故死者数の半数以上を高齢者が占めており、今後高齢者の死者数を減少させるために事故の要因や傾向を分析し、引き続き対策を講じる必要がある。 ◆交通事故発生件数は減少しているものの、他の世代に比べて若年ドライバー(20歳代)の交通事故発生件数が多い状況にあることから、若年ドライバーの交通事故防止にさらに取り組んでいく必要がある。 ◆自転車安全利用対策については、整備不良自転車(ピスト)等による歩道での自転車と歩行者との接触事故が多発していることを受けて平成23年10月警察庁通達「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について(以下「警察庁通達」という。)」により、自転車利用への関心が高まっており、自転車の交通ルール等の理解を促進するため、これまで自転車の交通安全教育を実施できていない成人世代等への取り組む必要がある。
3	消防力・救急救助体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆複雑多様化する災害に迅速・的確に対応するための消防車両の整備及び消防施設や消防水利の整備を図っている。 ◆救命効果を高めるための、救急隊員(救急救命士)のプレホスピタルケア(救急現場及び搬送途上における応急処置)の充実を努めている。 ◆地域住民の安全・安心の確保を目的とした、消防団組織の活性化及び組織の円滑な運営を行っている。 ◆地域の防災意識向上を目的とした、各種防火団体への支援体制の充実に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民意識調査における市民の施策重要度は83.2%から88.9%と高水準で推移し、施策満足度は平成20年の48.7%から平成23年度は54.5%と評価が上がっている。 ⇒施策に対する重要度は、今後も高水準で推移するものと見込まれる。 ◆施策を構成する事務事業については、すべての事業で各年度の目標を達成し、施策指標である気管挿管・薬剤投与ができる救急救命士数についても着実に増加している。 ⇒平成24年度末の見通しとしては、計画的な救急救命士の養成を進めることで、目標を上回ると見込まれる。 	80.8%	◎気管挿管・薬剤投与ができる救急救命士数 現状値 H23:21人 ↓ 目標値 H24:26人	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害や複雑多様化する市民ニーズ等に、迅速かつ的確に対応するため、従前にも増して組織運営の充実化・効率化を検討していく必要がある。 また、消防施設整備事業のうち、消防団詰所については、重要な防災拠点であり、計画的な整備を進めていく必要がある。
4	危機管理体制・危機対応能力の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆危機対応能力の充実と、市民の防災に対する意識啓発・知識向上のため、防災訓練事業を実施している。 ◆自主防災会活動のさらなる育成・強化のため、地域主体の防災訓練の実施や防災資機材の補強等について支援している。 ◆住民・公共施設の安全確保のため、急傾斜地対策を実施している。 ◆災害時に、各部署が迅速・確実に情報を収集・伝達するため、移動系MCA無線を配備している。 ◆建物の倒壊等の被害から市民を守るため、民間住宅の耐震化促進や、市有建築物の耐震化を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民の防災活動への参加状況については年々増加傾向にある。 ⇒今後は、東日本大震災の発生を受け、市民の防災への関心が高まっていることもあり、増加が見込まれる。 ◆自主防災会を中心とした各地区防災訓練開催数については、全39地区のうち、ほぼ全地区で毎年開催されている。 ⇒平成24年度末の見込みとしては、東日本大震災を踏まえた防災意識の高揚もあり、全地区で開催される見込みである。 	73.3%	◎市民の防災活動への参加状況 現状値 H23:22% ↓ 目標値 H24:30%	<ul style="list-style-type: none"> ◆東日本大震災に対しては各部署が地域防災計画に基づき対応した。その対応を検証した上で、今後の防災対策につなげる必要がある。 ◆災害時の情報伝達については、移動系MCA無線の増設、エリアメールや登録制メール配信サービスの導入等で体制整備を進めているところであり、今後も引き続き同報的な伝達手段の導入等も検討しつつ、より一層の体制強化・充実を進める必要がある。 ◆「安全安心なまちづくり」につなげられるよう、地域の防災力の更なる向上が必要である。 ◆都市の防災性を強化するため、公共施設や民間の建築物の耐震化を促進する必要がある。

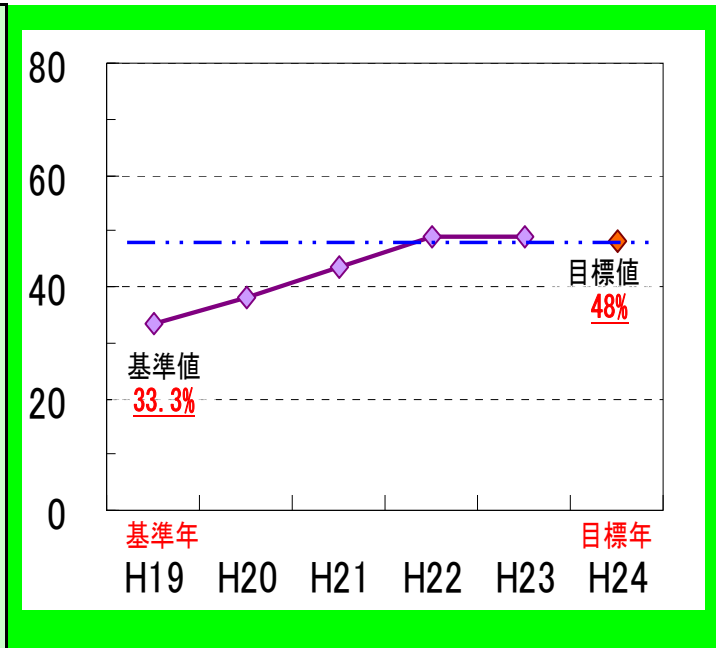
5	消費生活の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆消費生活の向上のため、消費生活に関する教育、啓発や情報提供、消費者団体の活動促進の支援に取り組んでいる。また、事業者と消費者間のトラブルの相談に応じたり、不適正な商品表示をなくすための立入調査や不適正な取引行為を行っている事業者への指導に取り組んでいる。 ◆取引や証明行為に使用される特定計量器の精度・性能を一定水準に維持するための検査や計量思想の普及啓発の取組を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆消費生活出前講座の受講者数の実績は約50%、消費生活センターにおける斡旋不調率は目標に近い水準であり、計量器定期検査合格率は目標をほぼ達成している。 ⇒平成24年度末の状況としては、消費生活出前講座の受講者数は、目標の達成は難しいが、消費生活センターにおける斡旋不調率については目標に近い水準を維持し、計量器定期検査合格率については目標をほぼ達成する見込みである。 	48.8%	<p>◎消費生活講座等の受講者数</p> <p>現状値 H23:2,682人 ↓ 目標値 H24:5,500人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆消費生活の向上については、消費者被害を未然に防止するための消費者教育における受講者は高齢者が多く、若年層が少ないことから、若年層を対象とした講座の開設等、対策を強化する必要がある。また、不適正な商品表示をなくすための立入調査については、消費者取引適正化事業における各法に規定された製品を扱う店舗について、効率的な調査を実施する必要がある。
6	食品の安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆食品による健康危害を防止するため、食品安全条例に基づき、事業者に対し、自主回収届出制度や自主衛生管理認証制度(うつのみやハサップ)などを推進している。 ◆食品の安全を確保するため、食品関係施設等への監視指導を強化するとともに、食品・食肉検査体制の充実を図っている。 ◆市民や食品事業者に衛生知識の向上を図るため、食品衛生情報の提供や食品衛生教育の実施などにより、食品に関する正しい知識の普及啓発に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆食品営業施設の監視率については、現状を維持しており、95.2%の達成率となっている。 ⇒食品の安全・安心を確保するため、食中毒、異物混入など突発的な事案への対応や、自主回収届出制度や自主衛生管理認証制度(うつのみやハサップ)の推進など、様々な事業に取り組みながら、効率的な監視指導を実施することにより、平成24年度の目標は概ね達成する見込みである。 	95.2%	<p>◎食品営業施設の監視率</p> <p>現状値 H23:88.1% ↓ 目標値 H24:92.5%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆食中毒や異物混入、表示違反事例など年間を通じて発生していることから、事業者への衛生管理の指導を強化する必要がある。特に、平成23年10月1日に施行された生食用食肉の規格基準及び表示基準が遵守されるよう、生食用食肉を取扱う施設に対し監視指導を徹底する必要がある。 ◆食品の安全を揺るがす事案が相次ぐ中、市民の食品に対する関心が高まっていることから、より一層、食品の安全・安心の確保を図っていく必要がある。特に、平成24年4月1日に食品中の放射性セシウムの新基準値が施行されたことから、流通食品の検査を行い、基準値を超過した食品の流通防止を図る必要がある。 ◆市民の食肉に対する安全・安心への要望が高まっている中、様々に変化している消費者意識に対応し、安全・安心な食肉を提供する必要がある。
7	健康危機管理対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆健康危機への対応能力の向上のため、感染症・食中毒など原因分野別の対策を含めた健康危機管理基本指針を定めるほか、感染症・化学物質の専門家からなる健康危機管理対策専門委員会を開催するとともに、模擬訓練・研修等を実施している。 ◆健康危機に関する関係機関との連携強化のため、県警・市医師会・薬剤師会・医療機関等からなる健康危機管理連絡協議会を設置しているほか、家畜保健衛生所長や関係部局の課長からなる栃木県高病原性鳥インフルエンザ関係連絡会議に参加している。 ◆健康危機管理体制の強化のため、感染症の流行状況の把握・解析や、市民に対する予防策等の情報提供を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆健康被害の発生を想定した模擬訓練・研修等を毎年、着実に実施している。 ⇒模擬訓練等の継続的な実施により、目標は達成される見込みである。 	100.0%	<p>◎健康危機に関する模擬訓練の実施</p> <p>現状値 H23:1回 ↓ 目標値 H24:1回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆健康危機管理体制は一定整備されているが、国・県において、新型インフルエンザ対策行動計画の見直しが進められていることから、本市においても計画の見直しが必要である。 ⇒本市の新型インフルエンザ対策行動計画について、国の方針に基づき見直しを行う必要がある。
8	生活衛生環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活衛生関係施設等の監視指導体制を充実し、生活衛生関係施設、水道施設、特定建築物等の監視指導を計画的に実施し、衛生水準を向上する。 ◆市民の快適で衛生的な生活環境を目指すため、斎場及び霊園等を整備することにより、利用者の安全性確保や利便性の向上を図っている。 ◆飼養動物の適正管理と衛生害虫等の自主防除の推進のため、市民に対し、飼養動物の適正飼育、終生飼育及び衛生害虫等に対する自主管理意識の普及啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活衛生関係施設の監視率は概ね目標を達成している。 ⇒年間監視計画に基づく効率的な監視を継続していく。 	87.4%	<p>◎生活衛生関係施設の監視率</p> <p>現状値 H23:45.6% ↓ 目標値 H24:52.2%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆レジオネラ症等の感染症の発生は甚大な健康被害につながる可能性があるため、継続的な生活衛生関係施設等の衛生の確保が必要である。 ◆家族形態の多様化や少子高齢化の進展により、既存の墓地形式では対応が難しいケースが発生している。 ◆犬、ねこの引取り頭数及び捕獲頭数は減少しているが、飼い主不明の子ねこの引取り頭数は依然として多いことから、譲渡事業について、さらに取組を進める必要がある。
政策を構成する施策指標の達成状況		A	※各施策の「指標の達成度」の平均値をA～Eの指標で提示 90%以上:A 80～90%:B 60～80%:C 40～60%:D 40%未満:E	施策指標の達成度 平均値	98.1%	

2 これまでの取組状況（H20～H23）と見直し

<p>主要な取組内容</p>	<p>成果の大きい施策</p> <p>「防犯対策の充実」「交通安全対策の充実」については、市民の重要度(防犯:89.1%, 交通90.3%)が高水準にある状況下において、それぞれ、施策指標である「人口千人当たりの刑法犯認知件数」の達成率は131.6%に、「交通事故発生件数」の達成率は157.8%と高い。</p>	<p>外部記要事項など</p> <p>◆警察庁では、整備不良自転車等による自転車と歩行者の接触事故が多発していることから、平成23年10月に通達を出し(「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」)、自転車の交通ルールに関する安全利用対策の強化を図っているところである。 ◆国では、新型インフルエンザ(A/H1N1)対策での経験等を踏まえ、病原性が高い新型インフルエンザの発生・流行に備え、行動計画の見直しなど、新型インフルエンザ対策の再構築を図っているところである。 ◆国では、平成23年10月1日に施行された生食用食肉の規格基準及び表示基準が遵守されるよう事業者への監視指導の強化を図っているところである。また、平成24年4月1日に食品中の放射性セシウムの新基準が施行され、基準値を超過した食品の流通防止を図っているところである。</p>	<p>実績とH24末の見直し</p> <p>◆防犯対策の充実については、市内38地区において「地区防犯ネットワーク」の構築が完了し、平成24年当初には全地区において構築が完了できる見込みである。 ⇒「宇都宮市地域防犯ネットワーク連絡会議」の開催を通じて、地区における優良活動事例の情報共有などにより、活動団体同士とともに、地区間の連携強化を図ることで刑法犯認知件数はさらに減少するものと見込まれる。 ◆交通安全対策の充実については、幼児、児童、高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、また自転車利用者への体験型の交通安全教育、若年ドライバーへの対策を拡充している。 ⇒高齢者や若年ドライバーへの交通安全教育の充実を図るとともに、成人世代の自転車利用者への交通安全教育を進めるため、市内の大学や企業、警察と連携を図り交通ルールの理解促進に取り組むことで、交通事故発生件数、死者数の減少が図られる見通しである。 ◆消防力・救急救助体制の充実については、気管挿管・薬剤投与ができる救急救命士の養成人員は、計画通り進んでいる。 ⇒平成24年末には、救急救命士の養成人員は目標を上回る見直し、また平成21年11月に栃木県救急医療運営協議会病院前救護体制検討部会で示された、救急救命士に対する再教育ガイドラインに基づいて編成したカリキュラムにより再教育を実施し、プレホスピタルケアの充実に努めるなど、救命効果を高める取組を実施していく。 ◆危機管理体制・危機対応能力の充実については、災害時に情報を迅速・確実に伝達するため、庁内において移動系MCA無線の配備を進めているほか、市民の防災意識・知識の向上のため、防災訓練事業を継続的に実施している。また民間住宅の耐震化促進や、市有建築物の耐震化を実施している。 ⇒東日本大震災の発生を受け、市民の防災への関心が高まっていることもあり、市民の防災活動への参加の増加が見込まれる。また、「宇都宮市建築物耐震改修促進計画」に基づき建築物の更なる耐震化も見込まれる。さらに全避難所へのMCA無線を配備するなど、情報伝達手段の整備を進めることで体制の強化が図れる見込みである。 ◆消費生活の向上については、消費者啓発・情報提供については、平成22年度の実績を下回っている。 ⇒新たに地域自治センター等でのパネル展示や相談会のほか、自治会への回覧板を作成、配布することで、さらなる啓発が図られる見通しである。 ◆食品の安全性の向上については、食品営業施設の監視率が現状を維持しており、95.2% ⇒食品の安全・安心を確保するため、食中毒、異物混入など突発的な事案への対応や、自主回収届出制度や自主衛生管理認証制度(うつのみやハサップ)の推進など、様々な事業に取り組みながら、効率的な監視指導を実施することにより、目標は概ね達成する見込みである。 ◆健康危機管理対策の強化については、健康被害の発生を想定した模擬訓練・研修等を毎年、着実に実施している。 ⇒模擬訓練等の継続的な実施により、目標は達成される見込みである。 ◆生活衛生環境の向上については、生活衛生関係施設の監視率は概ね目標を達成している。 ⇒年間監視計画に基づく効率的な監視を継続していく。</p>
	<p>取組の遅れている施策</p> <p>「消費生活の向上」については、市民の重要度が上昇しているものの、施策指標である「消費生活講座等の受講者数」の達成率は48.8%に留まっている。</p>		

3 市民意識調査結果

<p>H23市民意識調査</p> <p>目標に対する達成率が 高：90%以上 中：70～90%未満 低：70%未満</p>	<p>市民の政策満足度</p>		<p>政策に関する市民満足度の推移(H19→H23)</p> <p>高</p>
	<p>H23満足度</p>	<p>達成率</p>	
	<p>48.9%</p>	<p>101.8%</p>	
	<p>高</p>		



4 今後の方向性

<p>今後の方向性</p> <p>◆「防犯対策の充実」や「交通安全対策の充実」については、地域や関係団体、警察等との連携で、各種事業を展開することにより犯罪認知件数や交通事故発生件数が減少し、市民の安全意識の向上が図れていることから、今後とも継続して取り組んでいく。 ◆「消防力・救急救助体制の充実」については、災害や複雑多様化する市民ニーズ等に対応するため、引き続き消防力の適正な配置・運用はもとより、消防団組織の活性化や地域の防災意識向上のための支援など、効率的な組織運営と活動の充実を図っていく。 ◆「危機管理体制・危機対応能力の充実」については、更なる地域の防災力向上に向け、引き続き市民の防災意識の啓発を行うとともに、都市基盤の防災力強化や、迅速かつ確実な情報伝達のための機能整備など災害に強い都市づくりに取り組んでいく。また、東日本大震災への対応等を検証し、様々な危機に的確に対応できる危機管理体制や危機対応能力の強化を図っていく。 ◆「消費生活の向上」については、新たに地域自治センター等でのパネル展示や相談会のほか、自治会への回覧板を作成、配布することで、消費者教育のさらなる啓発を図っていく。 ◆「食品の安全性の向上」や「生活衛生環境の向上」については、生食用食肉の規格基準及び表示基準が遵守されるよう事業者への監視指導の徹底や、流通食品の放射性セシウム検査を行い、基準値を超過した食品の流通防止を図る必要がある。 ◆「健康危機管理対策の強化」については、健康危機管理体制は一定整備されているが、国・県が新型インフルエンザ対策行動計画を見直ししていることから、今後は本市の計画も国の方針に基づき見直ししていく。 市民の日常生活の安心感を高めるためには、安全安心な地域づくりを推進することが必要であることから、各施策に関係する団体等の主体的な活動を支援するとともに、より一層、関係団体や関係機関と連携した取組を重点的に行っていく。</p>
